

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,919,999
第二種優先株式	5,683
第四種優先株式	64,500
第五種優先株式	85,500
第六種優先株式	71,250
第七種優先株式	71,250
第八種優先株式	18,200
第九種優先株式	18,200
第十三種優先株式	3,000,000
計	13,254,582

(注) 1. 当事業年度中、「発行可能株式総数」の合計は、以下のとおり43,000株減少し、13,254,582株になっております。

平成18年8月1日に第二回第二種優先株式43,000株を一斉取得し、それと引換えに普通株式93,937株を交付しております。さらに取得した第二回第二種優先株式43,000株を同日消却しております。

これにより第二種優先株式の「発行可能株式総数」は43,000株減少し、5,683株になっております。

2. 平成19年6月25日に第5期定時株主総会決議をもって変更した当行定款第6条に次のとおり規定しております。

「当銀行の発行可能株式総数は、1,325万4,582株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

普通株式	991万9,999株
第二種の優先株式	5,683株
第四種の優先株式	6万4,500株
第五種の優先株式	8万5,500株
第六種の優先株式	7万1,250株
第七種の優先株式	7万1,250株
第八種の優先株式	1万8,200株
第九種の優先株式	1万8,200株
第十三種の優先株式	300万株

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月27日)(注)1	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	3,927,401	同左		当行における標準となる株式 (注)2
第三回第二種優先株式	5,683	同左		(注)2、3
第四回第四種優先株式	64,500	同左		(注)2、4
第五回第五種優先株式	85,500	同左		(注)2、5
第六回第六種優先株式	71,250	同左		(注)2、6
第七回第七種優先株式	71,250	同左		(注)2、7
第八回第八種優先株式	18,200	同左		(注)2、8
第九回第九種優先株式	18,200	同左		(注)2、9
第十回第十三種優先株式	1,800,000	同左		(注)2、10
計	6,061,984	同左		

(注)1. 提出日現在の発行数には、平成19年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの第三回第二種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式および第九回第九種優先株式の取得並びにこれらと引換えに行われた普通株式の交付による株式数の変動は含まれておりません。

2. 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。
「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」
3. 第三回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万4,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき7,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初取得比率

当初取得比率は、3.060とする。

取得比率の修正

当初取得比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される取得比率に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{200\text{万円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値または63万7,600円のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とする。

取得比率の調整

取得比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

また、取得比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数}}{\text{取得比率}} \times \text{取得比率}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成20年7月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合、分割または株式無償割当てが行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合、分割または株式無償割当て後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

4. 第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万7,600円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年8月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は1株につき200万円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

5. 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万2,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万1,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年4月1日以降は、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

6. 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万1,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年4月1日以降平成18年9月30日までは、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初取得価額

当初取得価額は、97万4,200円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)における時価が当該修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の80%に相当する金額(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 200\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

取得比率

取得比率は、200万円を取得価額で除した数とする。

(5) 優先株式の一斉取得

平成23年1月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成23年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の取得比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(8) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

7. 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初取得価額

当初取得価額は、54万円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ「修正日」という。）における時価が当該修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の70%に相当する金額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。上記「時価」とは当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 200\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

取得比率

取得比率は、200万円を取得価額で除した数とする。

(4) 優先株式の一斉取得

平成21年1月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成21年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の取得比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

8. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万7,500円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得価額

取得価額は、98万3,000円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後取得価額が33万1,000円を下回る場合は、修正後取得価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times \text{125万円}}{\text{取得価額}}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成21年8月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

9. 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5,380円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,690円の金銭による剰余金の配当(以下「優先中間配当金」という。)を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得価額

取得価額は、98万3,000円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後取得価額が33万1,000円を下回る場合には、修正後取得価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 125\text{万円}}{\text{取得価額}}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成21年8月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

10. 第十回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万6,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。優先株主に対しては、上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成20年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき20万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を200で除した額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算し、得られた額を200倍した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】
該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】
該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成14年4月1日 (注)1	700,409,297	4,205,794,101	388,784,790	470,000,000	186,760,167	933,941,422
平成15年3月12日 (注)2		4,205,794,101		470,000,000	132,272,982	801,668,440
平成15年3月29日 (注)3	360,000,000	4,565,794,101	180,000,000	650,000,000	180,000,000	981,668,440
平成15年6月24日 (注)4		4,565,794,101		650,000,000	219,322,610	762,345,829
平成16年10月19日 (注)5	4,559,788,306	6,005,794		650,000,000		762,345,829
平成17年8月1日 (注)6	42,570	6,048,364		650,000,000		762,345,829
平成17年8月29日 (注)7	37,317	6,011,047		650,000,000		762,345,829
平成17年11月18日 (注)8	0	6,011,047		650,000,000		762,345,829
平成18年8月1日 (注)9	50,937	6,061,984		650,000,000		762,345,829

(注)1. 会社分割および合併により、平成14年4月1日付で次のとおり変更されております。

(1)発行済株式総数が700,409,297株増加しております。その内訳は、普通株式が654,319,297株増加し、第一回第一種優先株式が18,810,000株、第二回第二種優先株式が57,000,000株、第三回第二種優先株式が57,000,000株、第四回第四種優先株式が85,500,000株減少し、第五回第五種優先株式が85,500,000株、第六回第六種優先株式が71,250,000株、第七回第七種優先株式が71,250,000株、第八回第八種優先株式が18,200,000株、第九回第九種優先株式が18,200,000株増加しております。

(2)資本金が388,784,790千円減少しております。

(3)資本準備金が186,760,167千円増加しております。

2. 会社分割により、資本準備金が132,272,982千円減少しております。

3. 有償 第三者割当(第十回第十三種優先株式 360,000,000株)発行価格 1,000円 資本組入額 500円

4. 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。

5. 当行は、平成16年9月17日の臨時株主総会及び種類株主総会において、親会社である株式会社みずほホールディングス及び株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する株式の内容と当行の発行する株式の内容との相互関係の統一・整備を図ること等を目的として、各種株式の併合を決議いたしました。

当該株式併合の内容は、以下のとおりであります。

(1)普通株式1,000株を1株に併合。

(2)第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第四回第四種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式、及び第九回第九種優先株式1,000株を1株に併合。

(3)第十回第十三種優先株式200株を1株に併合。

なお、株式併合の効力発生日は、平成16年10月19日であります。

以上により、発行済株式総数が4,559,788,306.899株減少しております。

6. 平成17年8月1日に第一回第一種優先株式14,190株を普通株式56,760株に一斉転換したため、発行済株式総数は42,570株増加しております。

7. 平成17年8月29日に第三回第二種優先株式37,317株を自己株式買受けにより取得し、同日付で消却したため、発行済株式総数は37,317株減少しております。

8. 平成17年11月18日に普通株式の端株0.101株を消却したため、発行済株式総数は0.101株減少しております。

9. 平成18年8月1日に第二回第二種優先株式43,000株を一斉取得し、それと引換えに普通株式93,937株を交付しております。さらに取得した第二回第二種優先株式43,000株を同日消却しております。これにより発行済株式総数は50,937株増加しております。

(5) 【所有者別状況】
普通株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				3,927,401				3,927,401	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第三回第二種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				5,683				5,683	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第四回第四種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				64,500				64,500	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第五回第五種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				85,500				85,500	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第六回第六種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				71,250				71,250	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第七回第七種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				71,250				71,250	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第八回第八種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				18,200				18,200	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第九回第九種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				18,200				18,200	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第十回第十三種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (株)				1,800,000				1,800,000	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

(6) 【大株主の状況】

普通株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,927,401	100.00
計		3,927,401	100.00

第三回第二種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	5,683	100.00
計		5,683	100.00

第四回第四種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

第五回第五種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

第六回第六種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	71,250	100.00
計		71,250	100.00

第七回第七種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	71,250	100.00
計		71,250	100.00

第八回第八種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,200	100.00
計		18,200	100.00

第九回第九種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,200	100.00
計		18,200	100.00

第十回第十三種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,800,000	100.00
計		1,800,000	100.00

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 2,134,583		各種の株式の内容は、 「1. 株式等の状況」 「(1) 株式の総数等」 「発行済株式」 (注) 3～10に記載のとおりであります。 (注)
第三回第二種優先株式	5,683		
第四回第四種優先株式	64,500		
第五回第五種優先株式	85,500		
第六回第六種優先株式	71,250		
第七回第七種優先株式	71,250		
第八回第八種優先株式	18,200		
第九回第九種優先株式	18,200		
第十回第十三種優先株式	1,800,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,927,401	3,927,401	当行における標準となる株式であります。 (注)
端株			
発行済株式総数	6,061,984		
総株主の議決権		3,927,401	

(注) 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
計					

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】旧商法第210条の規定に基づく定時株主総会決議による優先株式の取得及び会社法第155条第1号の規定に基づく優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(億円)
株主総会(平成17年6月27日)での決議状況 (取得期間平成17年6月27日~平成18年6月26日)	第一回第一種優先株式	上限14,190	上限1,300
	第二回第二種優先株式	上限43,000	上限1,300
	第三回第二種優先株式	上限43,000	上限1,300
	第六回第六種優先株式	上限71,250	上限1,300
	第七回第七種優先株式	上限71,250	上限1,300
	第八回第八種優先株式	上限18,200	上限1,300
	第九回第九種優先株式	上限18,200	上限1,300
	-	合算上限279,090	合算上限1,300
当事業年度前における取得自己株式	第一回第一種優先株式	-	-
	第二回第二種優先株式	-	-
	第三回第二種優先株式	37,317	699
	第六回第六種優先株式	-	-
	第七回第七種優先株式	-	-
	第八回第八種優先株式	-	-
	第九回第九種優先株式	-	-
	-	37,317	699
当事業年度における取得自己株式	第一回第一種優先株式	-	-
	第二回第二種優先株式	-	-
	第三回第二種優先株式	-	-
	第六回第六種優先株式	-	-
	第七回第七種優先株式	-	-
	第八回第八種優先株式	-	-
	第九回第九種優先株式	-	-
	-	-	-
残存授權株式の総数及び価額の総額	第一回第一種優先株式(注)1	-	-
	第二回第二種優先株式	上限43,000	上限1,300
	第三回第二種優先株式	上限5,683	上限600
	第六回第六種優先株式	上限71,250	上限1,300
	第七回第七種優先株式	上限71,250	上限1,300
	第八回第八種優先株式	上限18,200	上限1,300
	第九回第九種優先株式	上限18,200	上限1,300
	-	合算上限227,583	合算上限600

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(億円)
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	第一回第一種優先株式(注)1	-	-
	第二回第二種優先株式	100.00	100.00
	第三回第二種優先株式	13.21	46.15
	第六回第六種優先株式	100.00	100.00
	第七回第七種優先株式	100.00	100.00
	第八回第八種優先株式	100.00	100.00
	第九回第九種優先株式	100.00	100.00
	-	(注)2 85.91	46.15
当期間における取得自己株式	第一回第一種優先株式	-	-
	第二回第二種優先株式	-	-
	第三回第二種優先株式	-	-
	第六回第六種優先株式	-	-
	第七回第七種優先株式	-	-
	第八回第八種優先株式	-	-
	第九回第九種優先株式	-	-
	-	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	第一回第一種優先株式(注)1	-	-
	第二回第二種優先株式	100.00	100.00
	第三回第二種優先株式	13.21	46.15
	第六回第六種優先株式	100.00	100.00
	第七回第七種優先株式	100.00	100.00
	第八回第八種優先株式	100.00	100.00
	第九回第九種優先株式	100.00	100.00
	-	(注)2 85.91	46.15

(注)1. 第一回第一種優先株式については、自己株式の取得を行なわないまま、平成17年8月1日に全株に当たる14,190株を普通株式56,760株に一齐転換したため、当該株式は無くなっております。

2. 株式数に係る未行使割合については、「株主総会での決議状況」の株式数の合算上限から第一回第一種優先株式の14,190株を控除して算出しております。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(億円)
当事業年度における取得自己株式(注)	43,000	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当事業年度における取得自己株式は、平成18年8月1日に第二回第二種優先株式の全株に当たる43,000株を定款及び発行要項の規定に基づき一齐取得したものであります。この一齐取得と引換えに当行普通株式93,937株を交付しているため、取得価額はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (億円)	株式数(株)	処分価額の総額 (億円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式(注)	43,000	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注) 当事業年度において消却の処分を行った自己株式は、平成18年8月1日に一斉取得した第二回第二種優先株式を同日付にて消却したものであります。当該優先株式の取得は普通株式の発行と引換えに実施したものであるため、処分価額はありません。

3【配当政策】

配当に関しましては、財務体質強化等の観点から内部留保の充実に意を用いつつ、業績等を勘案しまして決定させていただきたいと考えております。

当行は、期末配当による年1回の剰余金の配当を行うこととしており、その決定機関は株主総会であります。

上記方針より平成18年度普通株式の年間配当金につきましては、1株につき41,425円とさせていただきます。

平成18年度の各種優先株式の年間配当金につきましては、それぞれ所定の配当金とさせていただきます。

内部留保金は、将来の事業発展及び財務体質の強化のための原資として活用させていただく所存であります。

当行は、「取締役会の決議をもって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	162,692	41,425
	第三回第二種優先株式	79	14,000
	第四回第四種優先株式	3,070	47,600
	第五回第五種優先株式	3,591	42,000
	第六回第六種優先株式	783	11,000
	第七回第七種優先株式	570	8,000
	第八回第八種優先株式	318	17,500
	第九回第九種優先株式	97	5,380
	第十回第十三種優先株式	28,800	16,000
	合計		200,003

4【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員状況】

(平成19年6月27日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役頭取 (代表取締役)		杉山 清次	昭和22年4月17日生	昭和46年7月 日本勧業銀行入行 平成11年6月 第一勧業銀行取締役人事室長 平成12年5月 同 常務取締役法人業務第一部長 カスタマー&コンシューマーバン キング・カンパニー担当 平成12年6月 同 常務執行役員法人業務第一部長 カスタマー&コンシューマーバン キング・カンパニー担当 平成12年7月 同 常務執行役員カスタマー&コン シューマーバンキング・カンパニ ー担当 平成13年6月 みずほホールディングス常務執行 役員資産運用・信託ビジネスユニ ット長(平成14年3月まで) 平成14年4月 みずほコーポレート銀行常務執行 役員コンプライアンス統括グルー プ統括役員 平成14年6月 同 常務執行役員企画グループ統括 役員 平成15年3月 みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員IT・システム・ 事務グループ長 平成15年6月 同 取締役副社長IT・システム・ 事務グループ長 平成16年3月 当行取締役頭取(現職) 平成16年3月 みずほフィナンシャルグループ 取締役(現職) 平成16年3月 みずほホールディングス(現みず ほフィナンシャルストラテジー) 取締役(平成19年4月まで)	平成19年6月 から2年	
取締役副頭取 (代表取締役)		野中 隆史	昭和27年2月17日生	昭和50年4月 富士銀行入行 平成14年4月 当行マーケティング企画部長 平成14年12月 同 個人商品開発部長兼個人商品 開発部戦略カード会社管理室長 平成15年3月 同 執行役員個人商品開発部長 平成16年4月 同 常務執行役員個人商品開発部長 平成16年5月 同 常務執行役員 平成18年3月 同 常務取締役 平成19年4月 同 取締役副頭取(現職)	平成19年6月 から2年	
取締役副頭取 (代表取締役)		小崎 哲資	昭和27年1月27日生	昭和51年4月 日本興業銀行入行 平成14年4月 みずほコーポレート銀行経営企画 部長 平成14年12月 同 企画グループ・シニアコーポ レートオフィサー(平成15年3月 まで) 平成14年12月 みずほホールディングス事業再構 築推進チーム委員長 平成15年3月 みずほフィナンシャルグループ 事業再構築推進チームPT長 (平成15年10月まで) 平成15年3月 みずほコーポレート銀行執行役員 企画グループ・シニアコーポレ ートオフィサー 平成16年4月 同 常務執行役員(平成16年6月ま で) 平成16年4月 みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員企画グループ兼コン プライアンス統括グループ長 平成16年6月 同 常務取締役企画グループ長兼 コンプライアンス統括グループ長 平成16年10月 同 常務取締役企画グループ長 平成17年6月 同 常務取締役企画グループ長兼 IT・システム・事務グループ長 平成19年4月 同 取締役(平成19年6月まで) 平成19年4月 当行取締役副頭取(現職)	平成19年4月 から2年	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役		白石 晴久	昭和25年9月28日生	昭和49年4月 第一勧業銀行入行 平成14年4月 当行個人企画部長 平成16年4月 同 執行役員システム統合プロジェクト統括PT長 平成17年4月 同 常務取締役(現職)	平成19年6月 から2年	
常務取締役		井上 直美	昭和25年11月6日生	昭和49年4月 富士銀行入行 平成14年4月 当行執行役員関連事業部長 平成17年1月 同 常務執行役員 平成19年4月 同 常務取締役(現職)	平成19年4月 から2年	
常務取締役		吉田 卓郎	昭和28年1月24日生	昭和51年4月 第一勧業銀行入行 平成14年4月 当行本店長 平成15年3月 同 執行役員本店長 平成17年4月 同 常務執行役員 平成19年4月 同 常務取締役(現職)	平成19年4月 から2年	
常務取締役		灰本 周三	昭和29年6月27日生	昭和53年4月 日本興業銀行入行 平成14年4月 当行関連事業部副部長 平成15年4月 みずほフィナンシャルグループ 人事部長 平成18年3月 同 執行役員人事部長 平成19年4月 当行常務取締役(現職)	平成19年4月 から2年	
常勤監査役		木山 博	昭和29年2月3日生	昭和51年4月 富士銀行入行 平成12年9月 みずほホールディングス管理部長 平成15年3月 みずほフィナンシャルグループ 管理部長 平成15年8月 同 経営企画部長 平成17年4月 同 執行役員経営企画部長 平成19年4月 当行常勤監査役(現職)	平成19年4月 から4年	
常勤監査役		藤野 照夫	昭和30年10月12日生	昭和53年4月 第一勧業銀行入行 平成14年4月 みずほコーポレート銀行プロダク ツ業務企画部付参事役 みずほインベスターズ証券出向 平成15年4月 当行証券・I B部付参事役 みずほインベスターズ証券出向 平成15年10月 同 コンプライアンス統括部長 平成19年4月 同 常勤監査役(現職)	平成19年4月 から4年	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		野崎 幸雄	昭和6年8月19日生	昭和31年4月 東京地方裁判所判事補任官 平成4年3月 仙台高等裁判所長官 平成5年3月 名古屋高等裁判所長官 平成8年8月 退官 平成8年10月 第一東京弁護士会入会 平成9年6月 第一勸業銀行監査役 (平成14年3月まで) 平成12年9月 みずほホールディングス監査役 (平成15年3月まで) 平成14年4月 みずほコーポレート銀行監査役 (現職) 平成15年1月 みずほフィナンシャルグループ 監査役(現職) 平成18年3月 当行監査役(現職)	平成18年3月 から4年	
監査役		長谷川 俊明	昭和23年9月13日生	昭和52年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和57年1月 大橋・松枝・長谷川法律事務所 パートナー 平成2年1月 長谷川俊明法律事務所開設 平成8年1月 富士銀行顧問弁護士 平成12年6月 同 監査役(平成14年3月まで) 平成12年9月 みずほホールディングス(現みず ほフィナンシャルストラテジー) 監査役(現職) 平成14年4月 当行監査役(現職) 平成15年1月 みずほフィナンシャルグループ 監査役(平成18年6月まで) 平成18年3月 みずほコーポレート銀行監査役 (現職)	平成19年6月 から4年	
計						

(注) 監査役のうち、野崎幸雄および長谷川俊明の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当グループは、経営体制のスリム化とスピード経営の実践に努めるとともに、社外取締役の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。今後も引き続き、透明で効率性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行してまいります。なお、当行は株式会社みずほフィナンシャルグループとの間で、「グループ経営管理契約」を締結し、同社の経営管理を受けております。

(2)会社の機関内容

当グループは、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に適應できる経営形態として選択した持株会社体制の下で、顧客セグメント別・機能別の法的分社経営を行い、グループ各社の専門性向上とお客さまニーズへの適応力強化を一段と進めることで、企業価値の極大化に取り組んでおります。

当行の取締役会は、7名により構成し、当行の経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員の職務の執行を監督しております。

なお、経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

また、当行は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち2名が社外監査役であります。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っております。

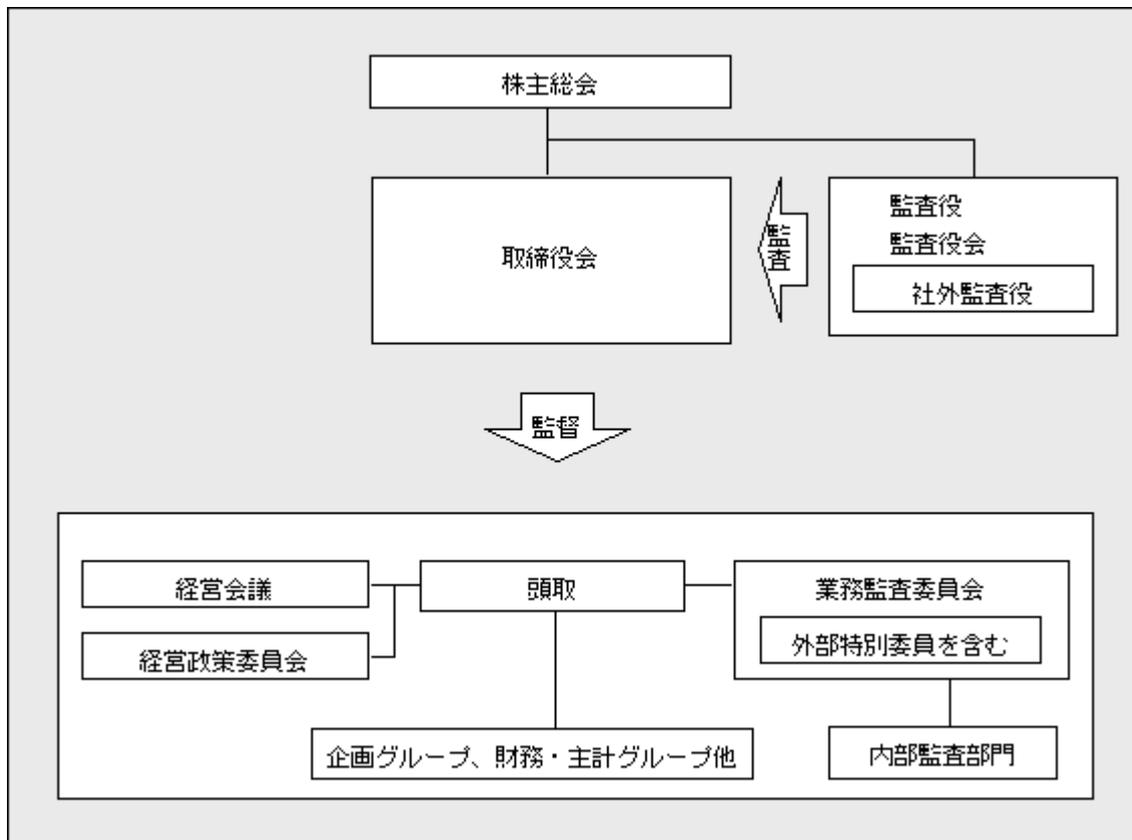
業務執行においては、頭取が、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として当行の業務を統括しております。なお、頭取の諮問機関として経営会議を設置し業務執行に関する重要な事項を審議するとともに、コンプライアンス委員会、情報管理委員会及びディスクロージャー委員会等の経営政策委員会を設置し各役員の担当業務を横断する全庁的な諸問題について総合的に審議・調整を行っております。

さらに、当行は、頭取傘下の内部監査機関として、業務監査委員会を設置しております。業務監査委員会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項については、すべて取締役会に報告しております。

なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査部門を被監査部門から分離のうえ、業務監査委員会傘下の独立部門としております。

業務監査委員会及びコンプライアンス委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家（現状、弁護士1名、会計士1名）が特別委員として参加しております。

< 当行のコーポレート・ガバナンス体制 >



(3)取締役の定数

当行の取締役は、9名以内とする旨、定款に定めております。

(4)取締役の選解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

また、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

(5)中間配当の決定機関

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。これは、必要な場合に株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(6)株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

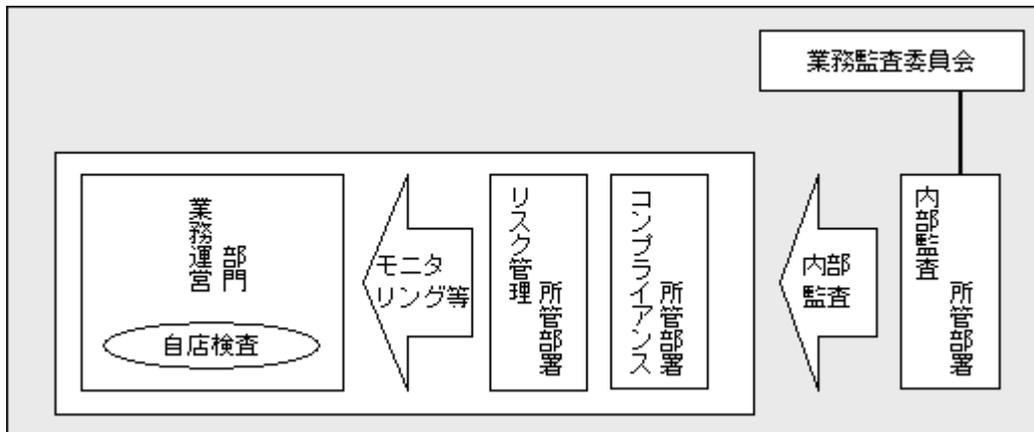
当行は、株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

また、種類株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(7)内部統制の仕組み

当行では、業務運営部門における自店検査に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等にて牽制機能を確保するとともに、業務運営から独立した業務監査委員会のもとで内部監査部門に属する内部監査所管部署が内部監査を実施することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。なお、当行では、情報管理の重要性の高まりに対応すべく、関連規程の制定、情報管理委員会及び担当組織の設置を行うとともに、情報セキュリティ管理に係る外部認証を取得するなど、情報管理体制の強化を推進しております。また、内部管理体制強化の一環として、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示統制の強化を図るとともに、米国サーベンス・オクスリー法、国内の開示制度改正の動きに準拠した開示体制及び内部統制の構築を進めております。

< 当行の内部統制の仕組み >



(8)内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当行は、内部監査のための組織として、業務監査部(専任スタッフ278名)・資産監査部(専任スタッフ35名)を設置し、取締役会で定める内部監査の基本方針に基づき当行の内部監査を実施しております。

当行の内部監査の結果については、内部監査部門担当役員が定期的及び必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等よりその職務の執行状況を聴取するとともに、重要な書類等を閲覧し、本部および営業店における業務および財産の状況等を調査し、必要に応じて、子会社、会計監査人からの報告聴取等を実施すること等により、取締役の職務執行を監査しております。

また、当行においては、内部監査部門、監査役及び会計監査人は、定期的及び必要に応じて都度、意見・情報交換を行い、相互に連携強化に努めております。

当行の会計監査業務を執行した公認会計士は、成澤和己、江見睦生、茂木哲也、清水伸幸の計4名であり、新日本監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当行の会計監査に一定期間を超えて関与することのな

いよう措置をとっております。また、当行の監査業務に係る補助者は、公認会計士 2 1 名、会計士補等 1 4 名、その他 7 名であります。

(9) 会社と会社の社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

当行と社外監査役との間には、記載すべき利害関係はありません。

(10) 社外監査役との責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結しております。

(11) 役員報酬の内容

当行の取締役に対する報酬額および監査役に対する報酬額は、以下のとおりであります。

取締役に対する報酬額	233百万円
監査役に対する報酬額	33百万円

(12) 監査報酬の内容

当行の新日本監査法人への公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬額及び左記以外に係る報酬額は、以下のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬額	96百万円
上記以外に係る報酬額	8百万円